

閻若璩『尚書古文疏證』演習(二)

野間 文史

凡例

- 一 本稿は閻若璩『尚書古文疏證』卷一の訓読・注釈・補説から成る。
- 二 底本は皇清經解本・乾隆十年原刻本とを対校した本文を用いる。

尚書古文疏證卷一

太原閻若璩百詩撰
平陰朱續暉近堂梓

- 第一言兩漢書載古文篇數與今異
- 第二言古文亡於西晉亂故無以證晚出之僞
- 第三言鄭康成註古文篇名與今異(以上第19集)
- 第四言古文書題卷數篇次當如此(以下本20集)
- 第五言古文武成見劉歆三統歷者今異
- 第六言古文伊訓見三統歷及鄭註者今遺
- 第七言晚出泰誓獨遺墨子所引三語爲破綻
- 第八言左傳載夏日食之禮今誤作季秋(次集以降掲載予定)
- 第九言左傳德乃降之語今誤入大禹謨

第十言論語孝乎惟孝爲句今誤點斷

第十一言孟子引書語今誤入兩處

第十二言墨子引書語今妄改釋

第十三言左傳引夏訓語今彊入五子之歌

第十四言孟子引今文與今合引古文與今不合

第十五言左傳國語引逸書皆今有

第十六言禮記引逸書皆今有且誤析一篇爲二

第四 古文の書題・卷數・篇次、當に此の如くなるべし

漢書藝文志に「尚書古文經四十六卷」を載するは、即ち安國獻ずる所の壁中の書なり。次いで「經二十九卷」を載するは、即ち伏生授くる所の今文の書なり。班固は「四十六卷」の下に、自ら注して「五十七篇爲り」と曰ふ。顏師古は又た「五十七篇」の下に、鄭康成の敘贊を引き、注して「本は五十八篇、後に又た其の一篇を亡ふ、故に五十七なり」と曰ふ。愚嘗て疑ふらくは、亡ぶる所は何

篇なるかを知らず。後に鄭康成に「武成の逸書は建武の際に亡ぶ」と言ふもの有るを見、則ち亡ぶる所の者は乃ち武成篇なるを知るなり。

今此の五十七篇に依りて之を敘次すれば、則ち堯典一、舜典二、汨作三、九共九篇十二、大禹謨十三、皋陶謨十四、益稷十五、禹貢十六、甘誓十七、五子之歌十八、胤征十九、是れ虞夏書なり。湯誓二十、典寶二十一、湯誥二十二、咸有一德二十三、伊訓二十四、肆命二十五、原命二十六、盤庚三篇二十九、高宗彤日三十、西伯戡黎三十一、微子三十二、是れ商書なり。僞秦誓三篇三十五、牧誓三十六、洪範三十七、旅獒三十八、金縢三十九、大誥四十、康誥四十一、酒誥四十二、梓材四十三、召誥四十四、洛誥四十五、多士四十六、無逸四十七、君奭四十八、多方四十九、立政五十、顧命五十一、康王之誥五十二、罔命五十三、費誓五十四、呂刑五十五、文侯之命五十六、秦誓五十七、是れ周書なり。

五十七篇を以て釐めて四十六卷と爲せば、則ち堯典卷一、舜典卷二、汨作卷三、九共九篇卷四、大禹謨卷五、皋陶謨卷六、益稷卷七、禹貢卷八、甘誓卷九、五子之歌卷十、胤征卷十一、湯誓卷十二、典寶卷十三、湯誥卷十四、咸有一德卷十五、伊訓卷十六、肆命卷十七、原命卷十八、盤庚三篇卷十九、高宗彤日卷二十、西伯戡黎卷二十一、微子卷二十二、僞秦誓三篇卷二十三、牧誓卷二十四、洪範卷二十五、旅獒卷二十六、金縢卷二十七、大誥卷二十八、康誥卷二十九、酒誥卷三十、梓材卷三十一、召誥卷三十二、洛誥卷三十三、多士卷三十四、無逸卷三十五、君奭卷三十六、多方卷三十七、立政卷三十八、顧命卷三十九、康王之誥卷四十、罔命卷四十一、費誓卷四十二、呂

刑卷四十三、文侯之命卷四十四、秦誓卷四十五、百篇の序、合して一篇と爲して卷四十六。

凡そ此れ皆な之を史傳に按じ、之を註疏に參じ、反覆推究し、以て當日の舊に合せんことを求む。之を始めにして其の説を得ざれば、則ち茫然として以て疑ひ、之を既にして忽ち其の説を得れば、則ち覺えず欣然として以て喜ぶ。以爲へらく、寡昧なること予の如しと雖ども、猶ほ斯文を興り聞くを得るなり、と。詎に快よからずや。唐の貞觀中、諸臣に詔して五經の義訓を撰せしむるも、而も一時の諸臣は詳考を加へず、猥りに晚晉梅氏の書を以て正と爲す。凡そ漢儒の専門に講授し、的として源委有るの學をば、皆な之を斥けて「妄なり」と曰ひ、少しく梅氏の書に合はざる者をば、即ち以て「是れ古文を見ず」と爲す。夫れ史傳の載する所此の如く、先儒の述ぶる所此の如きも、猶ほ以て「是れ古文を見ず」と爲す。將た兩漢の諸儒は盡く鑿空贅語するも、而も直だ梅蹟に至りて始めて了了たるや。嗚呼、其れ亦た思はざるのみ。世の君子、予の言に由りて之を求め、其の心を平らかにし、其の氣を易らかにし、而して唐人義疏の説を以て安んずべしと爲さざれば、則ち古學の復するや、其れ庶幾からんか。

按ずるに百篇の次第、鄭と今の安國傳とは、亦た殊に同じからず。鄭は咸有一德を以て湯誥の後に在らしめ、孔は則ち太甲の後に在らしむ。鄭は費誓を以て呂刑の前に在らしめ、孔は則ち文侯之命の後に在らしむ。鄭は賈逵の奏する所の別録に依りて次を爲し、而して孔は則ち自ら之が説を爲すなり。他の益稷の或は葉稷と名づくるが若く、其の小小たる抵牾は、茲には固より未だ釐正

するに暇あらずと云ふ。

又た按ずるに、四十六卷の分、鄭は題を同じくする者を以て卷を同じくし、題を異にする者は卷を異にし、已に釐めて之を次したてまつて上たてまつる。孔は則ち序を同じくする者を以て卷を同じくし、序を異にする者は卷を異にす。其の序を同じくする者、太甲・盤庚・説命・泰誓は、皆な三篇序を共にし、凡て十二篇、只だ四卷のみなり。大禹謨・皋陶謨・益稷・康誥・酒誥・梓材も亦た各おの三篇序を共にし、凡て六篇、只だ二卷のみ。外の四十篇は、篇に各おの序有り、凡て四十卷、通じて序を共にする者六卷、故に四十六卷と爲すなり。然れども鄭四十六卷に註するに、原より武成無く、而して百篇の序を以て眞まこときて末卷と爲す。孔には則ち武成的一篇有り、篇に自ら序を爲し、已に四十六卷の數に足る、故に百篇序を以て復た一卷と爲すを便ならずとし、只だ之を引きて各おの其の篇首に冠し、「宜しく相附近すべし」と曰ふを得るのみ。此れ則ち遷就（こじつけ）の辭と云ふ。

又た按ずるに、「虞書」「夏書」の分は實に安國傳より始まる。馬融・鄭康成・王肅・別錄の題には、皆な「虞夏書」と曰ひ、別かちて之を稱する者無し。孔穎達くわんぎやうだつの謂はゆる「虞・夏は科を同じくするを以て、虞事と雖ども、亦た夏に連ぬ」とは、是れなり。即ち伏生は「虞傳」「夏傳」の外に、仍なほ一の「虞夏傳」有り。鄭康成の序は又た「虞夏書二十篇、商書四十篇、周書四十篇」なるを以て、贊に「三科の條、五家の教」と曰ふは、是れ虞・夏科を同じくするなり。余揚子かうし法言にも亦た「虞夏の書は渾渾爾くわんくわんじたり、商書は灑灑爾かうかうじたり、周書は噩噩爾がくがくじたり」と曰ふを觀るに及びては、

則ち西漢の時には未だ虞書・夏書を別かちて二と爲す者有らざるを證すべし。杜元凱の左傳註僖公二十七年に引ける夏書「賦納するに言を以てし、明試するに功を以てす」の三句をば、註して「尚書は虞夏書なり」と曰へば、則ち西晉の時には未だ「虞書」「夏書」を別かちて二と爲す者有らざるを證すべし。東晉の梅氏の書の出づるに速はやび、然る後に書題・卷數・篇名は盡く其の舊を亂せり。

①鄭康成——『尚書』武成正義所引。

②唐貞觀中——『尚書正義』による『僞孔安國傳』の採用に先立ち、陳末に成立していた陸德明『經典釋文』が、すでにこれを底本としている。唐の『尚書正義』はその流れの中にあつたと見なすべきであろう。

③馬融・鄭康成・王肅・別錄——いずれも『尚書』虞書大題正義所引。

④揚子法言——揚雄『法言』問神篇。

補説——『尚書』百篇の異同についての明確な認識を得た喜びが、「凡そ此れ皆な之を史傳に按じ、之を註疏に參じ、反覆推究し、以て當日の舊に合せんことを求む。之を始めにして其の説を得ざれば、則ち茫然として以て疑ひ、之を既にして忽ち其の説を得ば、則ち覺えず欣然として以て喜ぶ。以爲へらく、寡昧なること予の如しと雖ども、猶ほ斯文を興り聞くを得るなり」という記述から伺えるであろう。「尚書百篇異同表」（前稿解題の項参照）と対照しつつ、我々も閻氏と同じ喜びを味わいたいものである。

第四 古文書題卷數篇次當如此

漢書藝文志載「尚書古文經四十六卷」、即安國所獻之壁中書也。次載「經二十九卷」、即伏生所授之今文書也。班固於「四十六卷」之下、自注曰「爲五十七篇」、顏師古又於「五十七篇」之下、引鄭康成敘贊注曰「本五十八篇、後又亡其一篇、故五十七」。愚嘗疑不知所亡何篇。後見鄭康成有言「武成逸書、建武之際亡」、則知所亡者乃武成篇也。今依此五十七篇敘次之、則堯典一、舜典二、汨作三、九共九篇十二、大禹謨十三、皋陶謨十四、益稷十五、禹貢十六、甘誓十七、五子之歌十八、胤征十九、是爲虞夏書。湯誓二十、典寶二十一、湯誥二十二、咸有一德二十三、伊訓二十四、肆命二十五、原命二十六、盤庚三篇二十九、高宗彤日三十、西伯戡黎三十一、微子三十二、是爲商書。僞秦誓三篇三十五、牧誓三十六、洪範三十七、旅獒三十八、金縢三十九、大誥四十、康誥四十一、酒誥四十二、梓材四十三、召誥四十四、洛誥四十五、多士四十六、無逸四十七、君奭四十八、多方四十九、立政五十、顧命五十一、康王之誥五十二、罔命五十三、費誓五十四、呂刑五十五、文侯之命五十六、秦誓五十七、是爲周書。以五十七篇蓋爲四十六卷、則堯典卷一、舜典卷二、汨作卷三、九共九篇卷四、大禹謨卷五、皋陶謨卷六、益稷卷七、禹貢卷八、甘誓卷九、五子之歌卷十、胤征卷十一、湯誓卷十二、典寶卷十三、湯誥卷十四、咸有一德卷十五、伊訓卷十六、肆命卷十七、原命卷十八、盤庚三篇卷十九、高宗彤日卷二十、西伯戡黎卷二十一、微子卷二十二、僞秦誓三篇卷二十三、牧誓卷二十四、洪範卷二十五、旅獒卷二十六、金縢卷二十七、大誥卷二十八、康誥卷二十九、酒誥卷三十、梓材卷三十一、召誥卷三十二、洛誥卷三十三、多士卷三十四、無逸卷三十五、君奭卷三十六、多方卷三十七、立政卷三十八、顧命卷三十九、康王之誥卷四十、罔命卷四十一、費誓卷四十二、呂刑卷四十三、文侯之命卷四十

四、秦誓卷四十五、百篇序合爲一篇、卷四十六。凡此皆按之史傳、參之註疏、反覆推究、以求合乎當日之舊。始之而不得其說、則茫然以疑、既而忽得其說、則不覺欣然以喜。以爲雖寡昧如予、猶得與聞於斯文也。詎不快哉。唐貞觀中、詔諸臣撰五經義訓、而一時諸臣不加詳考、猥以晚晉梅氏之書爲正。凡漢儒專門講授、的有源委之學、皆斥之曰「妄」、少不合於梅氏之書者、即以爲「是不見古文」。夫史傳之所載如此、先儒之所述如此、猶以爲「是不見古文」。將兩漢諸儒盡鑿空贅語、而直至梅賾始了了耶。嗚呼、其亦不思而已矣。世之君子、由予言而求之、平其心、易其氣、而不以唐人義疏之說爲可安、則古學之復也、其庶幾乎。

按百篇次第、鄭與今安國傳、亦殊不同。鄭以咸有一德在湯誥後、孔則在太甲後。鄭以費誓在呂刑前、孔則在文侯之命後。鄭依賈逵所奏別錄爲次、而孔則自爲之說也。他若益稷或名兼稷、其小小抵牾、茲固未暇釐正云。

又按四十六卷之分、鄭以同題者同卷、異題者異卷、已釐次之上矣。孔則以同序者同卷、異序者異卷。其同序者、太甲·盤庚·說命·秦誓、皆三篇共序、凡十二篇、只四卷。大禹謨·皋陶謨·益稷·康誥·酒誥·梓材、亦各三篇共序、凡六篇、只二卷。外四十篇篇、各有序、凡四十卷、通共序者六卷、故爲四十六卷也。然鄭註四十六卷、原無武成、而以百篇序實爲末卷。孔則有武成一篇、篇自爲序、已足四十六卷之數、故不便于百篇序復爲一卷、只得引之各冠其篇首、曰「宜相附近此」、則遷就之辭云。

又按虞書·夏書之分、實自安國傳始。馬融·鄭康成·王肅·別錄題皆曰「虞夏書」、無別而稱之者。孔穎達所謂「以虞夏同科、雖虞事亦連夏」是也。即伏生「虞傳」·「夏傳」外仍有「虞夏傳」。鄭康成序又以「虞夏書

二十篇、商書四十篇、周書四十篇」、贊曰「三科之條、五家之教」、是虞夏同科也。及余觀揚子法言亦曰「虞夏之書渾渾爾、商書灑灑爾、周書噩噩爾」、則可證西漢時未有別「虞書」・「夏書」而爲二者。杜元凱左傳註僖公二十七年引夏書「賦納以言、明試以功」三句、註曰「尚書虞夏書也」、則可證西晉時未有別「虞書」・「夏書」而爲二者。逮東晉梅氏書出、然後書題・卷數・篇名、盡亂其舊矣。

第五 古文の武成の劉歆三統歴に見ゆる者は今異なり

古文の武成篇は建武の際に亡ぶ。建武以前、劉向・劉歆父子の秘書を校理するに當たりて、其の篇は固より具さに在りしなり。故に劉向別録を著して「尚書五十八篇」と云ひ、班固藝文に「尚書五十七篇」と志したれば、則ち見るべし。

劉歆^①三統歴を作るに、武成篇の八十二字を引く。其の辭に曰はく「惟れ一月壬辰、旁死霸、若に翼日癸巳、武王迺朝に周より歩み、于きて紂を征伐す」、「粵若に來たりて二月、既死霸、粵に五日甲子、咸な商王紂を劉す」、「惟れ四月、既旁生霸、粵に六日庚戌、武王周廟に燎し、翼日辛亥、天位に祀り、粵に五日乙卯、乃ち庶國を以て鹹を周廟に祀る」と。之を今の安國傳に質すに、迴に異なること論ずる無し。此の篇已に亡びて復た出づれば、相距つること三百年、中間の儒者、班固・鄭康成の如きは、皆な未だ之を見ずして、直ちに梅璩に至りて始めて得て之を獻ずるは、疑ふべきの甚しきなり。

即ち其の事迹時日にも、亦た未だ合はざるもの多し。武王は一月三日癸巳を以て商を伐ち、二月五日甲子、紂を誅す。是の歳、閏二月庚寅は朔、三月己未は朔、四月己丑は朔、十六日甲辰は望、十七日乙巳は之を旁す。謂はゆる「惟れ四月既旁生霸」是れなり。「粵に六日庚戌」は是れ二十二日爲りて、「武王周廟に燎す」。「翼日辛亥」は是れ二十三日爲りて、武王「天位に祀る」なり。「粵に五日乙卯」は是れ二十七日爲りて、「乃ち庶國を以て鹹を周廟に祀る」なり。皆な劉歆之を象緯に占り、之を時令に驗べ、之を經傳に考へ、脗合せざるは無く、而る後に其の説を著すこと此の如し。班固の謂はゆる「法を推すこと最も密」なる者なり。今、後出の武成は「四月、哉生明」を以て「王豊に至る」と爲す。其の説には既に本づく所無く、「丁未」を以て「周廟を祀る」、「越に三日庚戌、柴望す」るも、又た其の事と相乖く。

且つ尤も議すべき者は、古人の時を書し事を記するに、一定の體有ることなり。召詰篇の「惟れ三月丙午の朏、越に三日」は、則ち戊申爲り。顧命篇の「丁卯、命じて冊度を作る。越に七日」は、則ち癸酉爲り。謂はゆる「越に三日・七日」とは、皆な前より今に至るまで、三日・七日爲るのみにて、其の日を離れて之を數ふるには非ざるなり。今「丁未」に既に「周廟に祀り」、「越に三日庚戌、柴望す」れば、則ち己酉爲り。豈に「庚戌」ならんや。甲子を之れ詳らかにせざるに、而も以て事を記すべけんや。夫れ一の古文なり。劉歆之を三百年前に見、「信にして徵有る」こと此の如し。梅璩之を三百年後に獻じ、僞にして無稽なること此の如し。學ぶ者將た遠けれども信すべき者に從はんか、抑そも近けれども信ずるに足

らざる者に従はんか。

按ずるに武王は周の正月三日癸巳を以て商を伐ち、二十八日戊午、孟津を度る。二十九日己未の晦は冬至、明日庚申は二月の朔。四日癸亥に牧野に至り、五日甲子、商王紂死し、三十日己丑の晦は大寒中、明日は閏二月庚寅の朔。此れ劉歆の三統歴之を載すること最も悉せる者なり。今、安國の傳は、「時れ甲子昧爽」の下に於いて、「是れ紂に克つ月の、甲子の日、二月四日」と曰ひ。孔穎達も又た從ひて之に傳して、「二月四日は、歴を以て推して之を知るなり」と曰ひ、又た「二月辛酉は朔、甲子に紂を殺す」と曰ふ。果して爾らば、則ち「己未冬至」の晦日に在るを得ざると、「己丑大寒中」の閏の前の一月に在るを得ざるとは、歴を推す者、固より是の如くならんや。杜元凱は左傳に註するに、先づ長歴を修め、據りて以て經傳甲子の誤を正す。司馬公通鑑を編するに、亦た劉義叟の長歴を用ひて之が據と爲す。古の大儒の書を著はずや、歴理に精明ならざる莫きこと此の如し。此れ豈に淺見寡聞なる者の道と爲すべけんや。

又た按ずるに、周書世俘解にも亦た「四月、既旁生魄、越に六日庚戌、武王周に燎し、若に翼日辛亥、位に祀り、越に五日乙卯、乃ち庶國を以て馘を周廟に祀る」と謂ふは、武成篇と合す。獨だ「一月丙辰、旁生魄、若に翼日丁巳、王商を征伐す。越若に來たりて二月、既死魄、越に五日甲子、威な商王紂を劉す」と謂ふは、則ち大いに議すべきなり。武王の一月は實に辛卯朔爲りて、日月合辰するは、斗前に在ること一度なり。故に伶州鳩は「辰は斗柄に在り」と曰ふ。明日壬辰、晨星始めて見え、癸巳、武王始

めて發し、戊午、師孟津を度り、明日、己未晦の冬至、晨星須女に在りて、天竈の首に伏す。故に伶州鳩は「星は天竈に在り」と曰ふ。此れ之を天文に驗して合はざる者無し。辛卯朔を以て之を推せば、則ち「一月、旁生魄」は當に丁未爲るべく、「若に翼日」は、當に戊申爲るべし。豈に「丙辰」「丁巳」ならんや。即し「丙辰」「丁巳」を以て論ずれば、當に一月の二十六日・二十七日に在るべし。古者、師の行くこと三十里。孟津は周を去ること九百里。故に前月戊子に師初めて發してより、此の月戊子三十日に至りて、而る後に孟津を度る。又た五日癸亥、牧野に至り、甲子、商王紂死す。此れ之を地理に驗べて合はざる者無し。今、武王を以て二十七日始めて發すと爲せば、是れ明日戊午に即ち孟津を度り、明月甲子、即ち商王紂を誅するなり。豈に西師竟に飛びて渡らんや。甚しきかな、作偽者の愚にして且つ妄なること。周書は本より辯するに足らざるも、特だ恐らくは世の學者の、三統歴所引の真古文爲るを知らずして、或は以て周書に出づと爲さんことを。余故に具さに之を論ずること此の如しと云ふ。

又た按ずるに、三統歴に引ける武成篇は漢律歴志に見ゆ。班固は分かちて三截と爲す。「惟れ一月壬辰、旁死霸」を一截と爲し、「粵若に來たりて二月、既死霸」を一截と爲し、「惟れ四月、既旁生霸」を一截と爲し、各おの他語を以て之を間隔す。古文を偽作する者は、止だ第一截を瞥見するのみにて、今の武成に援入し、而して第二・第三截は、竟爾として遺闕せるに似たり。顏師古注は誤りて以て「皆な今文尚書の辭」と爲す。惟だ孔穎達のみ指して「逸書」と爲すは、誠に是なり。但だ「是れ焚書の後、人の偽

り爲す有り」と謂ふは、亦た大いに謬れり。

又た按ずるに、朱子嘗て疑ふらくは、「漢志の『庚戌、周廟に燎す』の庚は乃ち剛日にして、而も宗廟は内事なれば、宜しく用ふべき所に非ず。經文『丁未』の合するに如かず。且つ庚戌より乙卯に至るまで、僅かに六日間のみなるに、三たび大祭を擧ぐるは、『數しばすれば煩にして不敬』なり。知らず、劉歆何に據る所ありて爾か云ふかを」と。余謂へらく、「外事は剛日を以てし、内事は柔日を以てす」とは曲禮の文なるも、果たして周一代の定制と爲すべけんや。果たして定制と爲せば、則ち洛誥の「戊辰、王新色に在りて、歳を烝祭す」るをば何と解せん。「祭は數しばするを欲せず。數しばすれば則ち煩はし。煩はしければ則ち不敬なり」とは祭義の文なるも、春の禘、秋の嘗には各おの定期有りて煩黷するを得ざるを謂ふに過ぎず、初めて天下を得るや、事に創典多く、今日に此を祭り、明日に彼を祭る者の爲めに言ふには非ず。果して爾らば、則ち召誥の「周公、丁巳に牲を郊に用ひ、翼日戊午、乃ち新邑に社す」るをば、又た何と解せん。古者、天子の出で征すれば、謂はゆる「類帝宜社」の諸祭は、要するに亦た數日に過ぎずして、間に即ち徧く及ぶも、豈に「祭は數しばするを欲せず」に拘はりて、遂に曠日持久し、坐して兵機を失ふを得んや。余此に至りて始めて悟る、晚出の武成は「丁未、周廟に祀る」者を改めて、柔日に合はせんと欲し、「庚戌柴望」を改め、漢志の「庚戌」「辛亥」の連日なる者に似ざるは、「祭は數しばするを欲せず」の文を避くるなり。然らば則ち其の心を用ふること、亦た蒸めて密なるかな。

又た按ずるに、朱子は又た「燎」の宗廟の禮に非ざるを疑ふ。此れ或は周禮大宗伯職の「禋燎を以て司中・司命・鬯師・雨師を祀る」を見て、而も人鬼の禮には只だ六享有るのみにて、以て燎するを聞かず、故に此の疑を致せるなり。閻人の「大祭祀・喪紀の事には門燎を設くるを掌る」、司烜氏の「凡そ邦の大事には、墳燭・庭燎を共にするを掌る」、月令の「季冬の月に、秩の新柴を收めて、以て郊廟及び百祀の薪燎を共にす」とは、燎をば正しく宗廟に用ふるものなるを知らず、朱子も亦た偶たま忘失せるなり。此を以て博考の難きを知る。

①劉歆作三統歷——『漢書』律曆志は劉歆の『三統曆』に依拠したものだといふ。ここに引かれた「武成」篇の文章から、月日を抜粹すると以下の通り。これが『僞孔安國傳』の記述、また後引『逸周書』世俘解の記述と齟齬するというのが本条での指摘である。

1月	朔	辛卯
2日	壬辰	(旁死霸)
3日	癸巳	征伐紂
17日	丁未	(旁生霸)
28日	戊午	度于孟津
29日	己未	晦冬至
2月	朔	庚申(既死霸)
4日	癸亥	至于牧野
5日	甲子	商王紂死

30日 己丑晦大寒中

閏2月 朔 庚寅

3月 朔 己未

4月 朔 己丑

16日 甲辰望

17日 乙巳(既旁生霸)

22日 庚戌 燎于周廟

23日 辛亥 祀于天位

27日 乙卯 祀誠于周廟

②信而有徵——『左傳』昭公八年条に見える晉の師曠の言葉。後に

清儒が人の業績を賞賛する際に用いる語として有名となるが、これはその早い時期に用いた例であろう。

③伶州鳩——『國語』周書下篇に見える。

王將鑄無射、問律於伶州鳩。對曰「律所以立均出度也。古之神瞽考中聲而量之以制、度律均鍾、百官軌儀、紀之以三、平之以六、成於十二、天之道也。……」。王曰「七律者何」。對曰「昔武王伐殷、歲在鶉火、月在天駟、日在析木之津、辰在斗柄、星在天竈。星與日辰之位、皆在北維。顛頊之所建也、帝嚳受之。……」。

④朱子——『朱文公文集』卷六十五「武成日月附」。

⑤所謂類帝宜社——『禮記』王制篇「天子將出、類乎上帝、宜乎社、造乎禘」。

補説——經書に疑義を呈するのは、清朝の初期では勇氣の要ることであつたらうが、本書中で閻氏はしばしば朱子を盾にして、その

非難をかわす傾向がある。ただ本条の曆法にもとづく考証では、最後に見える「朱子も亦た偶たま忘失せるなり。此を以て博考の難きを知る」という記述に、朱子をも乗り越えたとする閻氏の自信のほどが窺えるであろう。

第五 古文武成見劉歆三統歷者今異

古文武成篇建武之際亡。當建武以前、劉向劉歆父子校理秘書、其篇固具在也。故劉向著別錄云「尚書五十八篇」、班固志藝文「尚書五十七篇」、則可見矣。劉歆作三統歷、引武成篇八十二字。其辭曰「惟一月壬辰、旁死霸。若翼日癸巳、武王迺朝步自周、于征伐紂。粵若來二月、既死霸、粵五日甲子、成劉商王紂。惟四月、既旁生霸、粵六日庚戌、武王燎于周廟。翼日辛亥、祀于天位。粵五日乙卯、乃曰庶國祀誠于周廟」。質之今安國傳、迥異無論。此篇已亡而復出、相距三百年、中間儒者如班固・鄭康成、皆未之見、而直至梅賾始得而獻之、可疑之甚。即其事迹時日、亦多未合。武王以一月三日癸巳伐商、二月五日甲子誅紂。是歲閏二月庚寅朔、三月己未朔、四月己丑朔、十六日甲辰望、十七日乙巳旁之。所謂「惟四月、既旁生霸」是也。「粵六日庚戌」、是爲二十一日、「武王燎于周廟」。「翼日辛亥」、是爲二十三日、「武王祀于天位」。「粵五日乙卯」、是爲二十七日、「乃曰庶國祀誠于周廟」。皆劉歆占之於象緯、驗之於時令、考之於經傳、無不胥合、而後著其說如此。班固所謂「推法最密」者也。今後出之武成、以「四月、哉生明」爲「王至于豐」、其說既無所本、以「丁未祀周廟」、「越三日庚戌柴望」、又與其事相乖。且尤可議者、古人之書時記事、有一定之體。召誥篇「惟三月丙午朏、越三日」、則爲戊申。顧命篇「丁卯命作冊度、越七日」、則爲癸酉。所謂「越三日・七日」者、皆從前至今爲三日・七日耳。非離其日而數之也。今「丁未」既「祀于周廟」矣、「越三

日柴望，則爲己酉，豈「庚戌」乎。甲子之不詳，而可以記事乎。夫一古文也。劉歆見之於三百年前，信而有徵如此，梅賾獻之於三百年後，僞而無稽如此。學者將從遠而可信者乎，抑從近而不足信者乎。

按武王以周正月三日癸巳伐商，二十八日戊午，度于孟津，二十九日己未晦，冬至，明日庚申二月朔，四日癸亥，至牧野。五日甲子，商王紂死。三十日己丑晦，大寒中。明日閏二月庚寅朔。此劉歆三統歷載之最悉者。今安國傳，於「時甲子昧爽」下，曰「是克紂之月，甲子之日，二月四日」，孔穎達又從而傳之，曰「二月四日者，以歷推而知之也」，又曰「二月辛酉朔，甲子殺紂」。果爾則「己未冬至」不得在晦日，與「己丑大寒中」不得在閏前之一月矣。推歷者固如是乎。杜元凱註左傳，先修長歷據以正經傳甲子之誤。司馬公編通鑑，亦用劉義叟長歷，爲之據。古大儒著書，莫不精明歷理如此。此豈可爲淺見寡聞者道哉。

又按周書世俘解亦謂「四月，既旁生魄，越六日庚戌，武王燎于周。若翼日辛亥，祀于位，越五日乙卯，乃以庶國祀餼于周廟」，與武成篇合。獨謂「一月丙辰，旁生魄。若翼日丁巳，王征伐商。越若來二月，既死魄。越五日甲子，咸劉商王紂」，則大可議也。武王一月實爲辛卯朔，日月合辰，在斗前一度。故伶州鳩曰「辰在斗柄」。明日壬辰，晨星始見，癸巳，武王始發，戊午，師度孟津，明日己未晦，冬至，晨星在須女，伏天禳之首。故伶州鳩曰「星在天禳」。此驗之於天文無不合者。以辛卯朔推之，則「二月，旁生魄」，當爲丁未。「若翼日」當爲戊申。豈「丙辰」「丁巳」乎。即以「丙辰」「丁巳」論，當在一月之二十六日二十七日。古者師行三十里。孟津去周九百里。故自前月戊子師初發，至此月戊子三十一日，而後度孟津。又五日癸亥，至牧野。甲子，商王紂死。此驗之於地理無不合者。今以武王爲二十七日始發，是明日戊午即度孟津，明月甲子即誅商王紂。豈西師竟飛渡耶。甚

矣作僞者之愚而且妄也。周書本不足辯。特恐世之學者不知三統歷所引爲真古文，而或以爲出周書。余故具論之如此云。

又按三統歷引武成篇見漢律歷志。班固分爲三截。「惟一月壬辰，旁死霸」爲一截。「粵若來二月，既死霸」爲一截。「惟四月，既旁生霸」爲一截，各以他語間隔之。僞作古文者，似止瞥見第一截，援入今武成，而第二第三截，竟爾遺闕。顏師古注誤以爲「皆今文尚書之辭」。惟孔穎達指爲「逸書」，誠是。但謂「是焚書之後，有人僞爲」者，亦大謬。

又按朱子嘗疑，漢志「庚戌燎于周廟」，庚乃剛日，而宗廟內事，非所宜用。不如經文丁未合。且庚戌至乙卯僅六日間耳，三舉大祭，「數煩不敬」。不知劉歆何所據而云爾。余謂「外事以剛日，內事以柔日」，曲禮文也，果可爲周一代之定制乎。果爲定制，則洛誥「戊辰，王在新色烝祭歲」何解。「祭不欲數，數則煩，煩則不敬」，祭義文也，不過謂春禘秋嘗各有定期，不得煩黷，非爲初得天下事多創典，今日祭此，明日祭彼者言。果爾則召誥「周公，丁巳，用牲于郊，翼日戊午，乃社于新邑」，又何解。古者天子出征，所謂「類帝宜社」諸祭，要亦不過數日，間即徧及，豈得拘「祭不欲數」，遂曠日持久，坐失兵機耶。余至此始悟，晚出武成改「丁未，祀周廟」者，欲合柔日，改「庚戌，柴望」，不似漢志「庚戌」「辛亥」連日者，避「祭不欲數」之文也。然則其用心，亦甚密矣哉。

又按朱子又疑燎非宗廟之禮。此或見周禮大宗伯職「以槩燎祀司中司命觀師兩師」，而人鬼之禮，只有六享，不聞以燎，故致此疑。不知闡人「掌大祭祀喪紀之事，設門燎」，司烜氏「掌凡邦之大事共墳燭庭燎」，月令「季冬之月，收秩薪柴以共郊廟及百祀之薪燎」，燎正用于宗廟，朱子亦偶忘失。以此知博考之難。

第六 古文伊訓の三統歴及び鄭註に見ゆる者を今は遺す

① 三統歴に引ける古文伊訓篇に曰はく、「惟れ太甲元年の十有二月乙丑の朔、伊尹先王を祀り、誣いに有牧の方明を資く」と。今安國傳には「誕資有牧方明」の一語無し。鄭康成書序典實に註するに、伊訓に「孚を載せて毫に在り」と曰ひ、又た「是の三脛を征す」と曰ふを引く。今安國傳には、亦た之れ無し。蓋し此の篇を偽作する者、止だ孟子に伊訓の「天誅攻を造すは、牧宮よりす。朕は毫より載む」と曰ふの二語を引くこと有るを見るのみにて、遂に之を援きて以て左驗と爲し、又た論語に「百官己を總べて以て冢宰に聽くこと三年」有るを以て居喪の禮と爲し、詩商頌に「我が烈祖を衍ましむ」有るを、成湯の稱と爲し、今文召誥に「今王厥の命を嗣ぎ受く」、「生まるる子の若く、厥の初生に在らざる罔し」有るを、初めて位に即きて戒を告ぐるの辭と爲す。論語に又た「備ふるを一人に求むる無し」有り、「聖人の言を侮る」有り、周易に「積善の家には必ず餘慶有り、積不善の家には必ず餘殃有り」有り、禮記に「湯は寛を以て民を治めて其の虐を除く」有り、「愛を立つるは親より始め、敬を立つるは長より始む」有り、孝經に「親を愛する者は、敢へて人を惡まず、親を敬ふ者は、敢へて人を慢らず。愛敬親に事ふるに盡きて、徳教百姓に加はり、四海に刑る」有り、左傳に「上天災を降す」有り、「天許國に禍して手を我が寡人に假る」有り、墨子に商書の「嗚呼、古者の有夏、方に未だ禍有らざるの時、百獸貞蟲より、允て飛鳥に及ぶまで、比方せざるは莫し。矧んや住れ(雀)人面にして、胡ぞ敢へて心を異にせんや。山川鬼神

も亦た敢て甯からざる莫し。若ひて能く共しく允あるは、住れ天下を之れ合はせ、下上を之れ葆たん」と曰ふを引く有り、先王の書、距年の言、傳に「聖君哲人を求め、以て而の身を裨輔せん」と曰ふを引く有り、先王の書の「湯の官刑に之れ有り、曰はく、『其れ桓に官に舞ふ、是れを巫風と謂ふ。其の刑、君子は絲二衛を出だし、小人は否せず。二伯黄徑を似てす』と。乃ち言ひて曰はく、『嗚呼、舞は洋洋たり。黄の言は孔だ章かなり。上帝は常ならず、九有以て亡ぶ。上帝は順ならず、之に日殛を降す。其の家必ず懷喪せん』」を引く有り、荀子に書の「命に従ひて拂らず、微諫して倦まず、上と爲りては則ち明らかに、下と爲りては則ち遜る」と曰ふを引く有り、賈誼に「文王の澤、下は禽獸を被ひ、魚鼈に洽ねく、威な若く樂しむ攸なり」有り、「善は小として益無しと謂ふべからず。不善は小として傷つくる無しと謂ふべからず」有り、淮南子に「君子は小善爲すに足らずと謂ひて之を捨てず。小善積みて大善と爲る。小不善は爲すも傷つくる無しと謂ひて之を爲さず。小不善積みて大不善と爲る」有り。凡そ十餘條、改竄拆裂し、補綴して之を成すも、而も其の本文の遺漏せるものも、亦た已だ多きを知らず。

按ずるに、荀子所引の「書に曰はく」は臣道篇に出づ。其の上文中「故に其の懼るるに因りて、而ち其の過を改め、其の憂ふるに因りて、而ち其の故を辨じ、其の喜ぶに因りて、而ち其の道に入らしめ、其の怒るに因りて、而ち其の怨を除けば、曲に謂ふ所を得ん」と曰ひ、即ち繼ぐに「書に曰はく、命に従ひて拂らず、微諫して倦まず、上と爲りては則ち明らかに、下と爲りては則ち遜る、とは此を之れ謂ふなり」を以てす。語は甚だ精にして、古大

人の君心を格すの道を得たり。伊尹に非ざれば、以て當たるに足らず。而るに伊訓を僞作する者は、乃ち改めて以て「先王」の事と爲し、「先王は諫に従ひて嘒らず、先民に時れ若へり。上に居りて克く明らかに、下と爲りて克く忠なり」と云ふは、語は反て淺近なり。唐の楊倞荀子に註するに、亦た此の「書に曰はく」を以て伊訓と爲し、而も其の同じからざる者有るを言はず。

又た按ずるに、歴を治むる者、至朔同日を以て歴の元と爲す。班固の律歴志は、至朔同日に遇へば、悉く之を載す。漢の高帝の「八年、十一月、乙巳、朔旦冬至」の十一月は、漢秦を承けて未だ月を改めず、十一月は仍ほ子月なり。「周公の攝政五年、正月、丁未、朔旦冬至」の正月は、周月を改め、正月を子月と爲すなり。商の太甲の「元年、十二月、乙丑、朔旦冬至」の十二月は、商月を改め、十二月を子月と爲すなり。或るひと問ふ、周の改月は、春秋に於いて之を徵す。商の改月は、書に於いて、亦た徵有るか、と。余曰はく、亦た春秋に徵す、と。左傳昭十七年に、「梓慎曰はく、火の出づるや、夏に於いては三月と爲し、商に於いては四月と爲し、周に於いては五月と爲す」とあり。班志に「武王は殷の十一月戊子を以て、師初めて發し、後三月にして周の正月辛卯朔を得」と謂ふ。殷の十一月は建亥の月なり、故に後一月を周の正月建子と爲す、是れなり。或るひと、徒だ蔡氏の書傳に「三代及び秦は、皆な正朔を改めて月を改めず」と謂ふを見るのみにて、太甲の「元祀、十有二月、乙丑」を以て、建丑の月、商の正朔は、實に此に在りと爲し、其の「先王を祀る」は、即位改元の事を以て之に告ぐと爲す。此は乃ち建子の月、商の正

朔は、此に在らず、其の「先王を祀る」は、冬至を以て上帝に配するの故を知らざるなり。班志に曰はく、「言ふところは、成湯・太甲・外丙の服有りと雖ども、冬至を以て弗を越えて先王を方明に祀り、曰て上帝に配す。是れ朔旦冬至の歳なればなり。後九十五歳、商の十二月、甲申、朔旦冬至に、餘分亡し。是れ孟統爲り」と。推法最も密なる者と謂ふべし。而るに太甲を僞作する者、其の説を求めて而も得ず、「元祀、十有二月」を以て正朔と爲し、遂に「三祀、十有二月」を以て、亦た正朔と爲す。祠に復辟を告ぐるは、皆な當に正朔を以てすべし。故に「惟れ三祀、十有二月、朔、嗣王を奉じて亳に歸る」と曰ふは、商は實は改月し、未だ嘗て十二月を以て歳首と爲さざるを知らず。曷爲ぞ是の月に復辟せんや。然らざれば、商實に改月せざれば、則ち十二月は建丑の月なるのみ、建丑の月の朔旦に、安んぞ冬至有るを得て、劉歆・班固乃ち以て歴元と爲して之を書せんや。余此の疑を蓄ふるごと凡そ數載、之を久しくして方めて其の説を得たり。故に特に之を著し、以て顔師古漢注の缺を補ひ、且つ以て蔡傳の誤多きを正さんとするなり。或ひと又た問ふ、子は十二月を建子と爲すも、則ち孔傳の云ふ所の「湯崩じ、月を踰えて太甲即位し、殯を奠きて告ぐ」の如きは、是れ崩年を以て改元せり、と。余曰はく、崩年に改元するは、亂世の事なり。伊尹に在りて之れ有るべからず、と。蘇子瞻も既に之を言へり。余豈に敢て復た崩年を以て改元と爲さんや。蓋し成湯天子と爲りて事を用ひ、十三年にして崩すれば、則ち崩するは丁未に當たる。大甲即位して改元すれば、則ち改元は必ず戊申に於てし、正月建丑に始まり、十二月建子に

終はる、謂はゆる「十有二月乙丑、朔旦冬至、上帝に配す」とは、乃ち太甲元年の末にして、太甲元年の初に非ざるなり。之を總ぶるに、「十有二月、乙丑」に即位の禮を爲すを認むれば、十有二月を以て建丑と爲さざるを得ず。「十有二月、乙丑」をば、至朔同日、上帝に配するの禮を爲すと知れば、又十有二月を以て建子と爲さざるべからず。或ひと曰はく、伊尹は即位の初に當たり、「先王を祀り」、先王の徳を明言し、以て太甲を訓ふ、故に伊訓と曰ふ、と。余曰はく、冬至に先王を以て上帝に配するは、獨り先王の徳を明言して以て太甲に訓ふべからざらんや、と。或ひと又た曰はく、劉歆の三統歴をば、班固之を謂ひて最も密なりと爲し、杜預は之を謂ひて最も疏なりと爲す。子は何ぞ獨り劉歆のみ之れ是として従ふや、と。余曰はく、余も亦た漫りに劉歆を信ずるには非ざるなり。古より歴を治むる者、皆な紛如として聚訟し、定論有る莫し。獨り劉歆のみ武王伐紂の時日を載するに、之を國語の伶州鳩に徴し、太甲の時日をば、之を古文尚書に徴す。余の夫の劉歆に従ふは、亦た其の經傳に原本するを以てして之に従ふなり。然らざれば、一の三統歴なるに、班固之を謂ひて最も密なりと爲し、杜預は之を謂ひて最も疏なりと爲し、而して唐の僧一行も又た獨り杜預の謬を謂ふ。後人の前人を議するや是の如し。余も又た將た安んぞ適從する所のままならんや。

又た按ずるに、「元祀、十有二月」をば、孔傳以て改月と爲すは是なり。但だ踰月に即位し、太甲元を湯の崩ずる年の子月に稱するは、則ち孔氏書序の文を誤會するものなれば、従ふべからず。蔡傳以て「踰年即位す」と爲すは是なり。但だ改月せざる

と、又た歴法の十二月至朔同日なる者と合はざるは、亦た従ふべからず。余故に二者の間を折衷し、著して此の論を爲す。自ら謂へらく、頗る易ふべからずと云ふ。

又た按ずるに、墨子所引の先王の書、「湯の官刑に之れ有りて曰はく」は、非樂篇に出づ。未だ其の何時に作らるるかを言はずと雖ども、然れども左傳昭六年の「晉の叔向子産に書を誥りて曰はく、昔、先王の事を議して以て制し、刑辟を爲らざるは、民の爭心有るを懼るればなり」の、杜預註に「事に臨みて刑を制し、豫め法を設けざるなり。法をば豫め設くれば、則ち民は爭端を知らず」と曰ひ、又た「夏に亂政有りて禹刑を作り、商に亂政有りて湯刑を作る」と曰ふの、註に「夏商の亂に、禹湯の法を著すは、事を議して以て制する能はざるを言ふ」と曰ひ、又た「周に亂政有りて九刑を作る」と曰ふの、註に「周の衰ふるも、亦た刑書を爲り、之を九刑と謂ふ」と曰ひ、又た「三辟の興るは、皆な叔世なり」と曰ふの、註に「言ふところは、刑書は始盛の世に起らず」と曰へば、則ち墨子の謂はゆる「湯の官刑」とは、正しく商の叔世に作らるるにて、其の湯の制する所と爲らざること明かなり。而るに古文を僞作する者、左氏を參考にする能はず、ただ墨子に「湯の官刑」の字有るを見るのみにて、遂に以て即ち湯の制する所にして、伊尹の口より述べられ、以て太甲を訓ふと爲す。其の時には固より未だ嘗て此の刑有らざるを知らざるなり。昭二十九年に「晉の趙鞅・荀寅、刑鼎を鑄る。仲尼聞きて之を非として曰はく、晉は其れ亡びんか」とあり。彼の春秋の末すら且つ然り、曾ぞ成湯の盛世にして即ち豫め法を設けて以て下民に告ぐと謂はん

や。或ひと曰はく、「鞭官刑を作す」は、虞舜の時より已に有れば、何ぞ獨り湯に至りて官刑無きや、と。余曰はく、湯の時、五刑具さに在り、未だ嘗て官刑無くんばあらざるなり。獨だ爲る所の「三風十愆」をば、官刑の條目と爲し、此を犯すもの有れば、則ち官刑に麗く。以て勒して一書と爲し、以て豫め下民に告ぐるは、湯に固より未だ嘗て此の制有らざるなり。或るひと又た曰はく、杜預も亦た「禹湯の法を著す」と言へば、則ち「桓に宮に舞はず、是れを巫風と謂ふ」は、安んぞ即ち湯の法に非ざるを知らんや、と。余曰はく、即ち湯の法なるも、湯は當時未だ嘗つて此を以て之を官刑に麗け、以て勒して一書と爲し、以て豫め下民に告げざるなり。故に即ち「九刑」の作は周公の爲す所に原く。「賊・藏・盜・姦を大凶徳と爲し、常有りて赦すこと無けん」、是れなり。然らば説く者、猶ほ此れ乃ち後世九刑を作る者、周公の誓命の言を記し、以て九刑の書に著すにて、周公自ら之が書を爲るに非ず、と謂ふ。周公に觀れば、則ち禹刑・湯刑の作らるるは、其れ必ず禹湯に出でざること知るべし。其の必ず伊尹の口より述べられ、以て太甲を訓ふべからざること、抑そも又た知るべし。

又た按ずるに、陳祥道の禮書に、「漢律歷志に引ける書の伊訓に曰く、『太甲元年、伊尹先王を祀り、誕いに有牧の方明を資く。冬至を以て、弗を越えて先王を方明に祀り、以て上帝に配す』と云ひ、凡て三十字をば、自ら「今の書と同じからず」と云ふ。愚謂へらく、特に今の書と同じからざるのみならず、並びに今の漢書とも、亦た多寡互ひに異なり。竊かに意へらく、祥道は北宋の人なれば、見る所は是れ別本なるに似たり。因りて思ふに、宋

の史繩祖の學齋佔畢に云ふ、「左傳昭十年に、子皮曰はく、夏書に云ふ、欲は度を敗り、縦は禮を敗る」と。今の左傳は「書曰」に作りて、上に「夏」字無し。而るに繩祖は以て「夏書」と爲せば、繩祖の見る所も、亦た是れ別本なるに似たり。今姑らく二本に就きて之を證すれば、亦た古文を偽作する者の脱誤せるを見るに足ると云ふ。

- ① 三統歷引古文伊訓篇——『漢書』律曆志第一下所引。
- ② 鄭康成註書序典寶引伊訓——『尚書』虞書大題正義所引。
- ③ 孟子——『孟子』萬章上篇。
- ④ 論語——『論語』憲問篇。
- ⑤ 詩商頌——『毛詩』商頌・那篇。
- ⑥ 論語——『論語』微子篇・季氏篇。
- ⑦ 周易——『周易』坤文言傳。
- ⑧ 禮記——『禮記』祭法篇・祭義篇。
- ⑨ 孝經——『孝經』天子章。
- ⑩ 左傳——『左傳』僖公十五年・隱公十一年。
- ⑪ 墨子有引商書——『墨子』明鬼下篇。
- ⑫ 有引先王之書——『墨子』尚賢中篇。
- ⑬ 有引先王之書——『墨子』非樂上篇。
- ⑭ 荀子——『荀子』臣道篇。なお本条補說冒頭に「臣道」篇所引の「書曰」を詳説しているが、閻氏がこの文章を「語は甚だ精にして古大人の君心を格すの道を得たり。伊尹に非ざれば以て當たるに足らず」と評するのは、主觀的見解と言わざるを得ない。

楊原注が「書、伊訓也」と注するのは、偽古文「伊訓」篇を踏まえたものであり、王先謙『荀子集解』も「盧文弨曰、此逸書也。郝懿行曰、此逸書、楊以爲伊訓異文、非是」と述べている。

⑮ 賈誼——『賈誼新書』君道篇・審微篇。

⑯ 淮南子——『淮南子』繆稱訓。

⑰ 蘇子瞻——蘇軾『東坡書傳』卷七。ただし本条は『蔡傳』所引。

⑱ 杜預——『春秋釋例』春秋長曆。

⑲ 唐僧一行——唐・僧一行的伝は『舊唐書』卷一九一「方技」列伝に見える。そして『新唐書』卷二七上「曆志」に「自太初至麟德、曆有二十三家、與天雖近而未密也。至一行、密矣」とあり、「其三合朔議」に杜預批判の言葉が見える。

⑳ 陳祥道禮書——北宋・陳祥道『禮書』卷四十一「方明」の条。

㉑ 史繩祖學齋佔畢——南宋・史繩祖『學齋佔畢』第三卷「傳疏引逸書之誤」の条。

補説——『三統曆』所引古文「伊訓」篇の一句が現行本「伊訓」篇に無いことを出発点とし、諸書に引用された古文「伊訓」篇について偽作者の遺漏を指摘して、その杜撰さを検証している。

なお、本条補説から「或問」・「余曰」という形で問答体が見えるが、これは文体としての自問自答ではなく、おそらく現実には有った疑問に対する回答であろう。ただし、「余此の疑を蓄ふること凡そ數載、之を久しくして方めて其の説を得たり」という記述の通り、その回答は時間をかけた研究の後のものであり、もちろん本条自体も一時に書かれたものではない。

第六 古文伊訓見三統歴及鄭註者今遺

三統歴引古文伊訓篇曰「惟太甲元年、十有二月、乙丑、朔、伊尹祀于先王、誕資有牧方明」。今安國傳無「誕資有牧方明」一語。鄭康成註書序典實引伊訓曰「載孚在毫」、又曰「征是三股」。今安國傳亦無之。蓋偽作此篇者、止見孟子有引伊訓曰「天誅造攻、自牧宮。朕載自毫」二語、遂援之以爲左驗、又以論語有「百官總己以聽於冢宰三年」爲居喪之禮。詩商頌有「衍我烈祖」爲成湯之稱、今文召誥有「今王嗣受厥命」、「若生子、罔不在厥初生」、爲初即位告戒之辭、論語又有「無求備於一人」、有「侮聖人之言」、周易有「積善之家必有多餘慶、積不善之家必有多餘殃」、禮記有「湯以寬治民、而除其虐」、有「立愛自親始、立敬自長始」、孝經有「愛親者不敢惡於人、敬親者不敢慢於人、愛敬盡於事親、而德教加於百姓、刑於四海」、左傳有「上天降災」、有「天禍許國、而假手於我寡人」、墨子有引商書曰「嗚呼、古者有夏方未有禍之時、百獸貞蟲、允及飛鳥、莫不比方。矧住人而胡敢異心。山川鬼神、亦莫敢不甯。若能共允、住天下之合、下上之葆」、有引先王之書、距年之言也、傳曰「求聖君哲人、以裨輔而身」、有引先王之書「湯之官刑有之、曰、其拒舞于官、是謂巫風。其刑君子出絲二衛、小人否。似二伯黃徑。乃言曰、嗚呼、舞佯佯、黃言孔章。上帝非常、九有以亡、上帝不順、降之日殍、其家必懷喪」、荀子有引書曰「從命而不拂、微諫而不倦、爲上則明、爲下則遜」、賈誼有「文王之澤、下被禽獸、洽于魚鼈、咸若攸樂」、有「善不可謂小而無益、不善不可謂小而無傷」、淮南子有「君子不謂小善不足爲也而舍之、小善積而爲大善。不謂小不善爲無傷也而爲之、小不善積而爲大不善」、凡十餘條、改竄拆裂、補綴成之、而不知其本文遺漏亦已多矣。

按荀子所引「書曰」、出臣道篇。其上文曰「故因其懼也而改其過、因其愛也而辨其故、因其喜也而入其道、因其怒也而除其怨、曲得所謂焉」、即繼

以「書曰、從命而不拂、微諫而不倦、爲上則明、爲下則遜、此之謂也」、語甚精、得古大人格君心之道、非伊尹不足以當。而僞作伊訓者、乃改以爲先王事、云「先王從諫弗拂、先民時若、居上克明、爲下克忠」、語反接近。唐楊倞註荀子、亦以此「書曰」爲伊訓、而不言其有不同者。

又按治歷者、以至朔同日爲歷元。班固律歷志、遇至朔同日、悉載之。漢高帝「八年、十一月乙巳、朔旦冬至」、「十一月」者、漢承秦未改月、十一月仍子月也。「周公攝政五年。正月丁未、朔旦冬至」、正月者、周改月正月爲子月也。商太甲「元年、十二月乙丑、朔旦冬至」、十二月者、商改月十二月爲子月也。或問周改月、於春秋而徵之矣。商改月、於書亦有徵乎。余曰、亦徵於春秋。左傳昭十七年「梓慎曰、火出、於夏爲三月、於商爲四月、於周爲五月」、班志謂「武王已殷十一月戊子師初發、後三日得周正月辛卯朔」。殷十一月者、建亥之月、故後一月爲周正月建子、是也。或者徒見蔡氏書傳謂「三代及秦、皆改正朔、而不改月」、以太甲「元祀、十有二月乙丑」爲建丑之月、商之正朔、實在於此、其「祀先王」者、以即位改元之事故之。不知此乃建子之月、商之正朔、不在此、其「祀先王」者、以冬至配上帝之故也。班志曰「言雖有成湯、太甲、外丙之服、以冬至越蒞祀先王于方明、已配上帝。是朔旦冬至之歲也。後九十五歲、商十二月甲申、朔旦冬至、亡餘分。是爲孟統」。可謂推法最密者矣。而僞作太甲者、求其說而不得、以元祀十有二月爲正朔、遂以三祀十有二月、亦爲正朔。祠告復辟、皆當以正朔、故曰「惟三祀、十有二月朔、奉嗣王歸於亳」、不知商實改月、未嘗以十二月爲歲首。曷爲復辟於是月乎。不然、商實不改月、則十二月者建丑之月耳。建丑之月、朔旦安得有冬至、而劉歆、班固乃以爲歷元而書之乎。余審此疑、凡數載、久之方得其說。故特著之、以補顏師古漢注之缺、且以正蔡傳之多誤也。或又問子、以十二月爲建子、則如孔傳所云「湯崩、

陰月太甲即位、箕殯而告」、是以崩年改元矣。余曰、崩年改元、亂世事也、不容在伊尹而有之。蘇子瞻既言之矣。余豈敢復以崩年爲改元乎。蓋成湯爲天子用事、十三年而崩、則崩當於丁未。大甲即位改元、則改元必於戊申、始正月建丑、終十二月建子。所謂「十有二月乙丑、朔旦冬至、配上帝」者、乃太甲元年之末、非太甲元年之初也。總之、認十有二月乙丑爲即位之禮、不得不以十有二月爲建丑。知十有二月乙丑爲至朔同日、配上帝之禮、又不容不以十有二月爲建子矣。或曰、伊尹當即位之初、「祀于先王」、明言先王之德、以訓太甲。故曰伊訓。余曰、冬至以先王配上帝、獨不可明言先王之德、以訓太甲乎。或又曰、劉歆三統歷、班固謂之爲最密、杜預謂之爲最疏。子何獨劉歆之是從乎。余曰、余亦非漫信劉歆也、自古治歷者、皆紛如聚訟、莫有定論。獨劉歆載武王伐紂時日、徵之於國語伶州鳩、太甲時日、徵之於古文尚書。余之從夫劉歆者、亦以其原本經傳而從之也。不然一三統歷也、班固謂之爲最密、杜預謂之爲最疏、而唐僧一行、又獨謂杜預之謬。後人之議前人也如是。余又將安所適從哉。

又按、「元祀十有二月」、孔傳以爲改月、是矣。但陰月即位、太甲稱元於湯崩之年子月、則孔氏誤會書序之文也、不可從。蔡傳以爲「陰年即位」、是矣。但不改月、又與歷法十二月至朔同日者不合、亦不可從。余故折衷於二者之間、著爲此論。自謂頗不可易云。

又按墨子所引先王之書、「湯之官刑有之曰」、出非樂篇。雖未言其作於何時、然左傳昭六年、「晉叔向詒子產書曰、昔先王議事以制、不爲刑辟、懼民之有爭心也」、杜預註曰「臨事制刑、不豫設法也。法豫設、則民知爭端」、又曰「夏有亂政、而作禹刑。商有亂政、而作湯刑」、註曰「夏商之亂、著禹湯之法。言不能議事以制」、又曰「周有亂政而作九刑」、註曰「周之衰、亦爲刑書、謂之九刑」、又曰「三辟之興、皆叔世也」、註曰「言刑書不起

於始盛之世」、則墨子所謂「湯之官刑」者、正作於商之叔世、其不爲湯所制明矣。而僞作古文者、不能參考左氏、止見墨子有「湯之官刑」字、遂以爲即湯所制、而述於伊尹之口、以訓太甲。不知其時固未嘗有此刑也。昭二十九年「晉趙鞅荀寅鑄刑鼎。仲尼聞而非之曰、晉其亡乎」。彼春秋之末且然、曾謂成湯盛世、而即豫設法以告下民哉。或曰、「鞭作官刑」、自虞舜時已有、何獨至湯而無官刑耶。余曰、湯之時、五刑具在、未嘗無官刑也。獨所爲「三風十愆」爲官刑之條目、有犯於此者、則麗於官刑、以勒爲一書、以豫告下民、湯固未嘗有此制也。或又曰、杜預亦言「著禹湯之法」、則「桓舞于官、是謂巫風」、安知非即湯之法耶。余曰、即湯之法、湯當時未嘗以此麗之於官刑、以勒爲一書、以豫告下民也。故即九刑之作原于周公所爲。「賊藏盜竊爲大凶德、有常無赦」是也。然說者猶謂此乃後世作九刑者、記周公誓命之言、以著於九刑之書、非周公自爲之書也。觀於周公、則禹刑湯刑之作、其必不出於禹湯可知矣。其必不容述於伊尹之口、以訓太甲、抑又可知矣。

又按陳祥道禮書云「漢律歷志引書伊訓曰『太甲元年、伊尹祀於先王、誕資有牧方（明）、以冬至越弗、祀先王於方明、以配上帝』。凡三十字、自云「與今書不同」。愚謂、不特與今書不同、並與今漢書亦多寡互異。竊意、祥道北宋人、所見似是別本。因思、宋史繩祖學齋估畢云「左傳昭十年、子皮曰、夏書云、欲敗度縱敗禮」、今左傳作「書曰」、上無「夏」字、而繩祖以爲「夏書」、似繩祖所見、亦是別本。今姑就二本證之、亦足見僞作古文者之脫誤云。

第七 晚出の泰誓、獨り墨子所引の三語を遺すのみにて破綻を爲す

僞泰誓の三篇をば、或は宣帝^①の時に得たりと云ひ、或は武帝の時^②に得たりと云ふも、皆な非なり。武帝の建元元年の董仲舒の對策に、即ち僞泰誓の、「書に曰はく、「白魚 王舟に入り、火の王屋に復り、流れて鳥と爲る有り」と。周公曰はく、「復るかな、復るかな」とあるを引けば、則ち此の書は武帝の前に出でしこと決するを知る。或るひと武帝の時に方めて學官に立てらる、故に「武帝の時に得たり」と曰へるも、亦た未だ知るべからず。東漢の馬融始めて竊かに之を疑ひて云ふ、「泰誓は後に得。其の文を案ずるに、淺露の若きに似たりて、其の事を稽ふるに、頗る神怪に涉れば、「子の語らざる所」の中に在る無きを得たるか。春秋に引ける泰誓に曰はく、「民の欲する所、天必ず之に従ふ」と、國語に引ける泰誓に曰はく、「朕が夢は朕の卜に協ふ。休祥を襲ぬ。商を我たば必ず克たん」と、孟子の引ける泰誓に曰はく、「我が武 惟れ掲り、之が疆を侵す。彼の凶殘を取り、我れ伐つは用て張り、湯に于て光有り」と、孫卿の引ける泰誓に曰はく、「獨夫の受」と、禮記に引ける泰誓に曰はく、「予の受到に克つは、予の武に非ず。惟れ朕が文考に罪無し。受の予に克つは、朕が文考に罪有るに非ず。惟れ予小子に良無きなり」と。今文泰誓には皆な此の語無し。吾れ書傳を見ること多し。泰誓を引く所にして、泰誓に在らざる者の甚だ多ければ、復た悉くは記さず。略五事を擧げて以て之を明らかにすれば、亦た知るべし」と。

馬融の言此の如し。（姚際恒立方曰はく、「融の此の言は、本もと僞書を辨ずるも、乃ち竟に人に以て僞書を作るの法を教ふるなり」と。）東晉の元帝の時に逮び、梅賾忽ち古文尚書を獻するに、泰誓三篇有り。凡

そ馬融の在らざるを疑ふ者、悉く焉に在り。人烏んぞ信じて以て眞と爲さざるを得んや。而れども其の偽の愈いよ掩ふべからざるを知らざるなり。何となれば、馬融は「書傳に引く所の泰誓は甚だ多ければ、復た悉くは記さず。略ぼ五事を擧げて以て之を明らかにす」と明言すれば、此の五事に盡くるを謂ふには非ず。而るに古文を偽作する者、博く羣書を極むる能はず、止だ馬融の及ぶ所に據るのみにて、馬融の未だ及ばざる所に據らず。故に墨子尚同篇に大誓に「小人姦巧を見れば、乃ち聞せよ。言はずして發すれば罪は釣し」と曰ふを引く有り、墨子又た從ひて之を釋して、「此れ言ふところは、淫辟を見、以て告げざる者、其の罪は亦た猶ほ淫辟なる者のごとし」と曰ふは、深切著明なりと謂ふべし。墨子の生まるるは孔子の後、孟子の前なれば、詩・書は完好にして、未だ秦焰に遭はず、且つ其の書は甚だ眞にして、依託する者の比に非ず。而るに晩出の古文、獨り此の數語を遺すは、一大破綻に非ずや。余嘗て謂へらく、偽書を作る者は、譬へば説・謊の如しと。意を極めて彌縫し、宛轉して聽くべしと雖ども、然れども精心より之を察すれば、未だ破綻を露出し來たらざる者有らずとは、其れ此の書を之れ謂ふか。

或ひと問ふ、偽泰誓の三篇は、唐の世に僅に存すれども、而も宋史藝文志には已に無し。馬融・鄭康成・王肅の註する所の尚書は、是れ偽泰誓なるも、已に傳はらず。蔡沈、「其れ亦た經傳に引く所を剽竊せるを知る」と謂ふは、蔡何に從りて之を知れるや。余曰はく、今を以て之を度れば、蓋し知るべきなり。如へば趙岐孟子に註するに、「天の視ること我が民の視ることに自ふ」に於いて、「泰誓は尚書の篇名なり」と云ひ、「我が武は惟れ揚が

る」に於いて、「泰誓は古尚書百二十篇の時の泰誓なり。今の泰誓と同じからず」と云へば、則ち偽泰誓の剽竊する所に、「天視自我民視」の二語有れども、而も「我武惟揚」の五語無きこと知るべし。杜預左氏に註するに、成二年傳の「大誓に謂はゆる商の兆民は離れ、周の十人は同じき者衆し」に於いて、「大誓は周書なり」と云ひ、襄三十一年傳の「大誓に云ふ、民の欲する所は、天必ず之に之ふ」に於いて、「今の尚書大誓に此の文無し」と云ひ、昭二十四年傳の「大誓に曰はく、紂に億兆の夷人有り、亦た離徳有り。余に亂臣十人有り、同心同徳」に於いて、「今の太誓に此の語無し」と云へば、則ち偽泰誓の剽竊する所に、「商兆民離」の二語有れども、而も「民之所欲」、「紂有億兆夷人」の六語無きこと知るべし。然らば晩出の古文は、馬融擧ぐる所の五事を除くの外、亦た「紂有億兆夷人」を剽竊するを知り、即ち墨子に於ては、亦た「文王は日の若く月の若く、乍りて四方に、西土に照光す」を剽竊するを知り、「紂は夷り處り、肯て上帝鬼神に事へず、厥の先神の視を禍ちて祀らず、乃ち曰はく、吾が民に命有り。無・廖・扇すこと排ず。天亦た之を縱いままにし、棄てて葆たず」を剽竊するを知り、亦た「於、去發、曰はく、惡乎、君子、天に顯徳有り、其の行は甚だ章らかに、鑑を爲すこと遠からず、彼の殷王に在り。人に命有るを謂ふ、敬の行ふべからざるを謂ふ、祭るも益無きを謂ふ、暴するも傷無きを謂ふ。上帝は常ならず、九有以て亡ぶ。上帝は順ならず、祝ひて其の喪を降す。惟れ我が有周、之を大帝に受く」を剽竊するを知るも、獨り未だ「小人見姦巧」の言を引くに及ばず、遂に逗漏を爲す。然れども亦た幸に

して此の逗漏有るなり。

或ひと又た問ふ、劉向の説苑臣術篇に泰誓の「下に附して上を罔みする者は死さる。上に附して下を罔みする者は刑せらる。國政を興り聞きて民に益無き者は退けらる。上位に在りて賢を進むる能はざる者は逐はる」と曰ふを引きて、「此れ善を勸めて惡を黜くる所以なり」とあるは、武帝紀に載する所の「有司奏議」の語と正しく同じ。劉向は親しく古文の秘典を校すれば、其の引ける泰誓、眞の安國の書に即く母きを得たるか、と。余曰はく、非なり、と。安國は「多きこと二十四篇」を得たるも、原より泰誓無し。

故に偽泰誓は當時に在りても、亦た存して廢されず、馬融・王肅に至りて始めて其の偽を覺るのみ。愚嘗て笑ふらくは、古文を偽作する者は、正しく當に安國傳ふる所の篇數に據りて之が補綴を爲すべく、當に別に名目を立てて自ら矛盾を爲すべからず、と。

然れども其の意を揣るに、如へば泰誓三篇を作るときには、則ち馬融の擧ぐる所の五事に因るなり。太甲三篇は則ち禮記・孟子・左傳の引用する所に因るなり。說命三篇は則ち禮記・孟子・國語の引用する所に因るなり。以て仲虺之語・蔡仲之命・君陳・君牙に及ぶまで、皆な然らざるは莫し。蓋し書を作偽する者、空尊を張り、白刃を冒して、與に直だ自ら其の中の有する所を吐く能はず。故に必ず往籍に依託して以て之が主と爲し、聲口を摹擬して以て之が役と爲し、而る後に以て吾の欺を售ふに足るなり。然らざれば、此の書は魏晉の間に出で、康成を去ること未だ遠からず、而して康成の註する所の百篇の書序には、明らかに「某篇は亡ぶ」、「某篇は逸す」と云へば、彼れ豈に目無き者にして乃ち故に之と抵

拮せんや。蓋し必ず安國傳ふる所の篇目に據り、一一補綴すれば、則ち九共九篇、將た何に從りて措手せんや。此れ其の難きを避け易きに就き、自ら矛盾に出づと雖ども、而れども恤ざる所有るなり。嗚呼、百世より下、猶ほ以て其の肺腑を洞見すべし。作偽者も亦た奚ぞ益さんや。

按ずるに、鄭端簡曉も亦た古文泰誓を疑ひて、「偽泰誓には孟子諸書に引用する所の者無ければ、人は遂に之を信ぜず。安んぞ事を好む者、又た孟子諸書に引用する所の者を取り、以て之に竄入し、以て信を人に取らんことを圖らざるを知らんや」と謂ふ、其の見は余と合す。嘗て謂へらく、此れ即ち鶡冠子を偽作することとなり、と。柳宗元之を辯じて曰はく、「人以へらく、賈誼の鶡冠子は盡く鶡冠子に出づ、と。吾れ意へらく、事を好む者偽りて其の書を爲り、反て鶡賦を用ひて以て之に充入せるにて、誼鶡冠子に取る有るに非ざること決せり」と。故に孟子今の古文泰誓に取る有るに非ざること亦た決せり。從來、後人前を引くにて、前人後を引く無し。獨り此れのみは乃ち前人後を引くにて、後人前を引くに非ず。聊か點破を爲せば、正に一笑すべし。

①宣帝時・武帝時——『尚書正義』卷第一所引の『別錄』・王充『論衡』等に以下のように見えるのを踏まえた記述である。

別錄曰「武帝末、民有得泰誓書於壁內者、獻之。與博士使讀說之、數月皆起、傳以教人」、則泰誓非伏生所傳。……案王充論衡及後漢史、「獻帝建安十四年、黃門侍郎房宏等說云、

宣帝泰和元年、河内女子有壞老子屋、得古文泰誓三篇。

②董仲舒對策——『漢書』董仲舒伝所載の第一對策を指す。

③東漢馬融——馬融の『尚書傳』序の文章。『尚書正義』に二箇所（孔安國序・泰誓）、また『春秋正義』襄公三十一年傳の条に引用されている。

④子所不語——『論語』述而篇「子不語怪力亂神」。

⑤春秋——『春秋左氏傳』昭公元年の条。

⑥國語——『國語』周語下。

⑦孟子——『孟子』滕文公上篇。

⑧孫卿——『荀子』議兵篇。

⑨禮記——『禮記』坊記篇。

⑩姚際恒立方——清・姚際恒には『古今偽書考』や『詩經通論』等の著作が有り、本条所引は『尚書通論』の文章と思われが、その後この書は逸書となった。林慶彰主編『姚際恒著作集』全六冊（中央研究院・中國文哲研究所 一九九四）に『古文尚書通論輯本』を収録する。ただし本条は収録漏れ。

⑪墨子尚同篇——『墨子』尚同下篇

⑫深切著明——参考：『史記』太史公自序。

太史公曰「余聞董生曰、『周道衰廢、孔子爲魯司寇、諸侯害之、大夫壅之。孔子知言之不用、道之不行也、是非二百四十二年之中、以爲天下儀表、貶天子、退諸侯、討大夫、以達王事而已矣。』子曰「我欲載之空言、不如見之於行事之深切著明也」……」。

⑬蔡沈——蔡沈『書集傳』泰誓篇題の条。

⑭趙岐註孟子——順次『孟子』萬章上篇、滕文公下篇。

⑮墨子——順次『墨子』兼愛中篇、非命上篇、非命下篇。

⑯小人見姦巧——『墨子』尚同下篇の文章。

⑰武帝紀——『漢書』武帝紀に以下のような記述が見える。

有司奏議曰「古者、諸侯貢士、壹適謂之好德、再適謂之賢賢、三適謂之有功、乃加九錫。不貢士、壹則黜爵、再則黜地、三則黜爵地畢矣。夫附下罔上者死、附上罔下者刑、與聞國政而無益於民者斥、在上位而不能進賢者退、此所以勸善黜惡也。今詔書昭先帝聖緒、令二千石舉孝廉、所以化元元、移風易俗也。不舉孝、不奉詔、當以不敬論。不察廉、不勝任也、當免」。奏可。

然李陵一呼勞軍、士無不起、躬流涕、沫血飲泣、張空弮、冒白刃、北首爭死敵。

⑱鄭端簡曉——明の鄭曉、字は窒甫、諡は端簡。本条は『古言類編』卷上書に見えるが、文章は多少異なる。

⑲柳宗元——『柳河東全集』卷四議辯の「辯鷓冠子」の条に見える。ただし馬王確帛書の中に『鷓冠子』の内容と一致する文献が在ったため、現在では鷓冠子偽作説に見直しが求められている。

補説——本条は「泰誓」三篇を取り上げたものであり、本条理解のために、少なくとも以下のような三種類の「泰誓」篇の存在を頭に入れておかねばならない。

・真古文泰誓

・漢今文泰誓（馬融・鄭玄等が見たもの）

・偽古文泰誓（偽孔安國伝）

そして「愚嘗笑」、「正可一笑」、「嗚呼、百世より下、猶ほ以て

其の肺腑を洞見すべし。作偽者も亦た奚ぞ益さんや」といった言葉には、閻氏の博搜と精読に対する自負心がかがえるであろう。

第七 晚出泰誓獨遺墨子所引三語爲破綻

偽泰誓三篇、或云宣帝時得、或云武帝時得、皆非也。武帝建元元年、董仲舒對策、即引偽泰誓、「書曰、白魚入於王舟、有火復於王屋、流爲烏。周公曰、復哉、復哉」、則知此書出於武帝之前決矣。或武帝時方立於學官、故曰「武帝時得」、亦未可知。東漢馬融始竊疑之、云「泰誓後得。案其文、似若淺露、稽其事、頗涉神怪、得無在子所不語中乎。春秋引泰誓曰『民之所欲、天必從之』、國語引泰誓曰『朕夢協朕卜、襲於休祥、戎商必克』、孟子引泰誓曰『我武惟揚、侵于之疆、取彼凶殘、我伐用張、于湯有光』、孫卿引泰誓曰『獨夫受』、禮記引泰誓曰『予克受非予武、惟朕文考無罪。受克予非朕文考有罪、惟予小子無良』。今文泰誓皆無此語、吾見書傳多矣。所引泰誓、而不在泰誓者甚多、弗復悉記、略舉五事以明之、亦可知矣。馬融之言如此。(姚際恒立方曰「融此言本辨偽書、乃竟教人以作偽書法矣。»)逮東晉元帝時、梅賾忽獻古文尚書、有泰誓三篇。凡馬融所疑不在者、悉在焉。人烏得不信以爲真。而不知其偽之愈不可掩也。何也、馬融明言「書傳所引泰誓甚多、弗復悉記、略舉五事、以明之」、非謂盡於此五事也。而僞作古文者、不能博極羣書、止據馬融之所及、而不據馬融之所未及。故墨子尚同篇有引大誓曰「小人見姦巧、乃聞。不言也發罪釣」、墨子又從而釋之曰「此言見淫辟不以告者、其罪亦猶淫辟者也」、可謂深切著明矣。墨子生孔子後、孟子前、詩書完好、未遭秦燬、且其書甚真、非依託者比。而晚出之古文、獨遺此數語、非一大破綻乎。余嘗謂、作偽書者譬如說謊、雖極意彌縫、宛轉可聽、然自精心察之、未有不露出破綻來者、其此書之謂乎。

或問、偽泰誓三篇、唐世僅存、而宋史藝文志已無。馬融、鄭康成、王肅所註尚書、是爲泰誓、已不傳。蔡沈謂「其亦知剽竊經傳所引」、蔡何從而知之乎。余曰、以今度之、蓋可知也。如趙岐註孟子、于「天視自我民視」、云「泰誓尚書篇名」、于「我武惟揚」、云「泰誓古尚書百二十篇之時泰誓也。與今泰誓不同、則偽泰誓所剽竊、有「天視自我民視」二語、而無「我武惟揚」五語可知矣。杜預註左氏、于成二年傳「大誓所謂商兆民離、周十人同者衆也」、云「大誓周書」、於襄三十一年傳「大誓云、民之所欲、天必從之」、云「今尚書大誓無此文」、於昭二十四年傳「大誓曰、紂有億兆夷人、亦有離德。余有亂臣十人、同心同德」、云「今大誓無此語」、則偽泰誓所剽竊、有「商兆民離」二語、而無「民之所欲」、「紂有億兆夷人」六語可知矣。然晚出之古文、除馬融所舉五事外、亦知剽竊「紂有億兆夷人」、即於墨子亦知剽竊「文王若日若月、乍照光于四方于西土」、亦知剽竊「紂夷處、不肯事上帝鬼神、禍厥先神禋不祀、乃曰、吾民有命、無廢排庸、天亦縱之、棄而弗葆」、亦知剽竊「於去發、曰、惡乎君子、天有顯德、其行甚章、爲鑑不遠、在彼殷王、謂人有命、謂敬不可行、謂祭無益、謂暴無傷。上帝不常、九有以亡、上帝不順、祝降其喪。惟我有周、受之大帝」、獨未及引「小人見姦巧」之言、遂爲逗漏。然亦幸而有此逗漏矣。或又問、劉向說苑臣術篇引泰誓曰「附下而罔上者死、附上而罔下者刑、與聞國政而無益於民者退、在上位而不能進賢者逐。此所以勸善而黜惡也」、與武帝紀所載有司奏議語正同。劉向親校古文秘典、其引泰誓得毋即真安國書乎。余曰、非也。安國得多二十四篇、原無泰誓。故偽泰誓在當時、亦存而不廢。至馬融、王肅始覺其僞耳。愚嘗笑、僞作古文者、正當據安國所傳篇數、爲之補綴、不當別立名目、自爲矛盾。然揣其意、如作泰誓三篇、則因馬融所舉之五事也。太甲三篇、則因禮記·孟子·左傳所引用也。說命三篇、

則因禮記：孟子，國語所引用也。以及仲虺之誥，蔡仲之命，君陳，君牙，莫不皆然。蓋作偽書者，不能張空弩，冒白刃，與直自吐其中之所有，故必依託往籍以爲之主，摹擬聲口以爲之役，而後足以售吾之欺也。不然，此書出於魏晉之間，去康成未遠，而康成所註百篇書序明云「某篇亡」、「某篇逸」，彼豈無目者，而乃故與之抵牾哉。蓋必據安國所傳篇目，一一補綴，則九共九篇，將何從措手耶。此其避難就易，雖自出於矛盾，而有所不恤也。嗚呼百世而下，猶可以洞見其肺腑，作偽者亦奚益哉。

按鄭端簡曉亦疑古文秦誓，謂「偽秦誓無孟子諸書所引用者，人遂不之信，安知好事者不又取孟子諸書所引用者，以竄入之，以圖取信於人乎」。其見與余合。嘗謂，此即偽作鷓冠子也。柳宗元辯之曰「人以賈誼鷓賦盡出鷓冠子。吾意好事者僞爲其書，反用鷓賦以充入之，非誼有取於鷓冠子決也。故非孟子有取於今古文秦誓亦決也。從來後人引前無前人引後，獨此乃前人引後，非後人引前。聊爲點破正可一笑。